

市人権教育・啓発推進行動計画（2018～2022）を策定

■問い合わせ先
市民協働推進課
☎（32）8887

計画策定の背景

人権は、すべての人が持っている、幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。しかし、依然として人権問題は存在しています。

そのような中、「下野市人権教育・啓発推進行動計画（改訂版）」が前年度で終了したため、新たに「下野市人権教育・啓発推進行動計画（2018～2022）」を策定しました。

新計画は、前計画の実績と課題を検証するとともに、障害者差別解消法（平成25年施行）、ヘイトスピーチ解消法（平成28年施行）、部落差別解消法（平成28年施行）等、国の施策や社会情勢の変化も踏まえ策定しました。

計画期間は平成30年度から34年度までの5年間で、

基本的な考え方

●基本目標を「互いの人権を尊重し合い、共に生きる幸せ

を実現できる社会の実現」としました。

●学校教育においては、人権教育を積極的に推進し、生活の中で人権尊重の精神を実践できる子どもの育成に努めます。

●社会教育においては、学習の場を通じて、自発的に人権問題を考え解決に向けて取り組める実践力のある市民の育成に努めます。

●あらゆる場を通じて、思いやりの心と違いを認め合う寛容な心を醸成し、共生の心を育む基盤づくりを推進します。

計画の推進

学校・社会教育や地域家庭等におけるあらゆる生涯学習の場を通じて、人権教育・啓発を推進します。

また、行政・教育・医療福祉等の人権に関わりの深い職

業に従事する方に研修機会等を提供し、人権尊重の意識を広める人材の育成に努めます。加えて、人権教育・啓発に係る機関等と連携し、企業・団体等でのさらなる人権意識の向上を目指します。

9つの重要課題

人権教育・啓発の推進にあたっては、個人の尊重と法の下の平等という普遍的な視点から取り組むほか、9つの重要課題を定め、その解決に努めます。

1 同和問題

同和に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進し、差別のない社会を実現することが求められています。

2 女性

誰もが自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画し、男女が平等で互いを尊重する心豊かな男女共同参画社会を実現することが求められています。

3 子ども

大人が未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識したうえで、その責任を果たしていくことが求められています。

4 高齢者

高齢者が生きがいをもち、安心して自立した生活を送ることができるよう、高齢者自身も自らの人権を考え、高齢者世代も含めたすべての世代が支え合う意識の醸成が求められています。

5 障がい者

障がいの有無にかかわらず、すべての人々がお互いに人権と個性を尊重しながら共に生きる社会を実現することが求められています。

6 外国人

国籍を問わず多様な文化や価値観の違いを認め合い、すべての人の人権を尊重し合う多文化共生社会を実現することが求められています。

7 HIV感染者等

エイズ、ハンセン病患者への理解不足による偏見や差別を解消し、患者が安心して医療を受け、自立した生活を送ることができるよう社会を実現することが求められています。

8 インターネットによる人権侵害

一人ひとりがプライバシーの侵害や名誉毀損等の問題を正しく理解し、モラルをもってインターネットを利用することが求められています。

9 その他の人権問題

時代や社会の変化の中で新たな人権問題が生じてきています。例えば、性的少数者や災害被災者、犯罪被害者とその家族等に関わる人権問題が挙げられます。

あらゆる機会を通じて研修機会の提供や啓発に努め、その解決を目指します。